

石岡市公共施設自動販売機設置場所貸付に関する仕様書

本仕様書は、賃貸人 石岡市（以下「甲」という。）と、賃借人 自動販売機設置事業者（以下「乙」という。）との自動販売機設置を目的とする公有財産の貸付に適用する。なお、本仕様書によるほか、石岡市公共施設自動販売機設置事業者募集要項（以下「要項」という。）及び公有財産賃貸借契約書（以下「契約書」という。）を遵守することとする。

1 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく貸付け（賃貸借契約）である。

2 貸付物件

全 17 件（別紙「入札物件一覧」のとおり）

3 貸付期間

別紙「入札物件一覧」のとおり

4 貸付面積

別紙「入札物件一覧」のとおり

※詳細な機器の設置に関する事項は特記事項のとおり。

5 設置機器の機能

（1）次の用途に対応する機能を備えること。

①設置する自動販売機（以下「自販機」という。）は、「LED 照明の採用」、「照明の自動点滅機能」「学習省エネ機能」、「エコ・ベンダー機能」、「真空断熱材の使用」、「ヒートポンプ機能」など、消費電力の低減に資する技術等を導入したものであること。

②設置する自販機は、ノンフロン対応など環境に配慮したものであること。

③設置する自販機は、設置場所の周辺環境に配慮し、ユニバーサルデザイン機の設置に務めること。

④自販機の設置にあたっては、施設の躯体に負担がかからない方法により、転倒防止などの安全対策を講じること。また、自販機に係る事故に関して、甲による責任によることが明らかな場合を除き、甲は一切責任を負わない。

⑤自販機の設置にあたっては、盗難防止及び偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。

(2) 転倒による事故防止策を十分に講じるとともに、撤去時は原状復帰し、設置及び撤去に係る費用については設置事業者の負担とする。

6 設置条件

(1) 販売価格

市場価格に準じた、適正な価格設定をすること。

(2) 販売品目

飲料水自販機を基本とし、個々の設置場所にその他の指定があるものはそれに従うこと。アルコール類及びその類似品は原則として取り扱わないものとする。

同一設置場所に同一メーカーの自販機を2台設置する際には、商品の陳列物がなるべく重複しないよう務めること。

(3) 使用可能貨幣

紙幣：1,000円 貨幣：500円、100円、50円、10円

※【別紙】入札物件一覧の個別事項欄に「電子マネー決済対応」の指定が無い物件についても対応機種の導入に努めること。

(4) 貸付料等

貸付種別が「屋内」の入札物件については、落札者（設置事業者）が入札した額（年額）に消費税額及び地方消費税額の相当額を加算した額とする。なお、消費税法及び地方税法の改正等による税率の改正のため、消費税相当額が変更となる場合にあっては、法改正後の税率が適用される日以降に係る期間に応当する貸付料等については、法改正後の税率に基づき計算した額に改定する。

(5) 電気料及びその他必要経費

自販機の設置及び撤去に要する経費及び維持管理に係る一切の経費は、設置事業者の負担とします。

また、設置により発生する電気料等に関しては別途徴収するものとするが、使用した使用量算出のために、設置事業者の負担により専用の子メーターを検針が容易な箇所に設置するものとし、本市が検針し使用量を確認した上で使用料を算定しますので設置事業者は、使用量に応じた実費相当分を、本市が発行する納入通知書により指定期日までに納入するものとします。

(6) 自販機の設置及び撤去について

自販機の設置は市（施設管理者）と協議のうえ、令和8年4月1日以降に行うものとする。なお、営業開始が令和8年4月1日以降となった場合においても、設置事業者は貸付料の減免又は返還を求ることはできない。また、設置事業者は、自販機を撤去したときは、設置事業者の責任と負担のもと原状復旧を行い、市の確認を受けること。設置・撤去の時間帯は閉店時間に行うこととしますが、作業日時やその他詳細については事前に市（施設管理者）と協議を行い決定するものとし、市の了承を得て

から行うこと。また、設置事業者が自ら社会貢献型自販機を設置する場合においても、市の了承を得てから行うこと。

7 管理責任

- (1) 自販機の維持管理等は設置事業者の責任で行い、専門技術サービス員による保守業務を隨時行って維持に努めるほか、故障等があった場合には即時対応すること。消耗品の補充、売上金の回収及び釣銭の補充を定期的に実施し、機器のつり銭不足や故障等が発生しないよう努めること。また、自販機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などをを行い、常に良好な状態で利用できるようにすること。
- (2) 機器の設置及び撤去の際は、十分に安全面を考慮したうえで行うこと設置・撤去の時間帯は閉店時間に行うこととしますが、作業日時やその他詳細については事前に市(施設管理者)と協議を行い決定するものとし、市の了承を得てから行うこととし、日本工業規格(J I S 規格)に準拠した転倒防止措置等の安全対策を講じるとともに、施設の躯体に負担がかかるないよう配慮すること。
- (3) 防犯硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨または偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、新紙幣等の発行に伴う機器の対応についても速やかに行うものとする。
- (4) 機器につり銭不足や故障が発生した場合に備え、問い合わせ先については連絡先を明記し、設置事業者の責任において速やかに即時対応すること。
- (5) 機器の操作方法等が不明な方への対応について、問い合わせ先を明記するなどし、トラブルを未然に防ぐよう努めること。
- (6) 盗難、いたずら等により自販機が汚損又は破損したときは、設置事業者の負担により速やかに復旧すること。なお、市は、市の責によることが明らかな場合を除き、自販機に係る盗難事故や破損事故等に関しては一切の責任を負わないこととする。
- (7) 自販機の故障に伴う問い合わせについては、必ず対応できる連絡先を自販機の見やすい位置に明記し、設置事業者の責任において対応すること。
- (8) 使用済み容器の回収については、原則として自販機1台に1個以上の割合で自販機付近の市(施設管理者)が指定する場所に回収ボックスを設置し、乙の責任により適切に回収、処分すること。なお、回収ボックスは、販売品目の形態に合せること。また、回収ボックスから使用済みの容器が溢れたりすることができないように回収の頻度等について十分考慮のうえ、適切な維持管理を行うこと。
- (9) 自販機の設置によって、第三者に生じた事故が、本市の責に帰さない事由による場合は、設置事業者が補償すること。

8 その他

- (1) 貸借物件を自販機設置業務以外の用途に供しないこと。

- （2）自販機の売上状況を4月から3ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに、販売実績報告書（任意の様式）を作成のうえ、市（施設管理者）に提出すること。
- （3）自販機設置に関する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。また、他の権利を設定しないこと。賃貸借期間満了時には円滑に機器の入れ替えができるよう、設置事業者は次期設置事業者及び市と協議し調整を図ること。